

## 問合せ先

### 日本政策金融公庫 中小企業事業相談センター

東京相談センター 03-3270-1260  
名古屋相談センター 052-551-5188  
大阪相談センター 06-6314-7627  
福岡相談センター 092-781-2396

URL:<http://www.jfc.go.jp/>

### 日本政策金融公庫 国民生活事業相談センター・こくきんビジネスサポートプラザ

東京相談センター 03-3270-4649  
こくきんビジネスサポートプラザ名古屋 052-563-4649  
こくきんビジネスサポートプラザ大阪 06-6315-4649

URL:<http://www.jfc.go.jp/>

### 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課

TEL:03-3501-9726 URL:<http://www.enecho.meti.go.jp/>

## 関連ホームページアドレス

### 資源エネルギー庁

<http://www.enecho.meti.go.jp/>

### 省エネルギー政策・制度（法律支援）

[http://www.eccj.or.jp/sub\\_01.html](http://www.eccj.or.jp/sub_01.html)

## 経済産業省 資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課

〒100-8931 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1  
TEL:03-3501-9726 FAX:03-3580-8439

## 財団法人/省エネルギーセンター 技術部

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-19-9 ジオ八丁堀  
TEL:03-5543-3020 FAX:03-5543-3021

### 「省エネルギー関連助成制度」のホームページアドレス

<http://www.eccj.or.jp/promote/06/index.html>

北海道支部	〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西2-2 北海道経済センタービル TEL:011-271-4028 FAX:011-222-4634
東北支部	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町3-7-1 電力ビル本館 TEL:022-221-1751 FAX:022-221-1752
東海北陸支部	〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸ノ内3-23-28 イトービル TEL:052-232-2216 FAX:052-232-2218
東海北陸支部 北陸支所	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル TEL:076-442-2256 FAX:076-442-2257
近畿支部	〒530-0057 大阪府大阪市北区曽根崎1-2-6 新宇治電ビル TEL:06-6364-8965 FAX:06-6365-8990
中国支部	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀8-20 井上ビル TEL:082-221-1961 FAX:082-221-1968
四国支部	〒760-0026 香川県高松市麩屋町8-1 富士火災高松ビル TEL:087-826-0550 FAX:087-826-0555
九州支部	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1-11-5 アサコ博多ビル TEL:092-431-6402 FAX:092-431-6405

# 省エネルギー施設等導入における

# 金融上の助成措置

〔中小企業者用〕

 経済産業省 資源エネルギー庁

 財団法人/省エネルギーセンター

# 地球のためにできること

## 省エネルギー施設関連（融資機関：日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業））

御利用いただける方	御利用いただける資金	融資利率*
<b>&lt;省エネルギー設備関連&gt;</b> 省エネルギー施設を設置する方 （ESCO事業により当該施設をリース・レンタルする方を含む）	別表①に掲げる省エネルギー施設を取得するために必要な設備資金	2億7千万円まで <b>&lt;特別利率①&gt;</b> 2億7千万円超 <基準利率>
<b>&lt;省エネリース業者関連&gt;</b> 省エネルギー施設を取得するリース・レンタル事業者の方	自走式作業用機械設備（別表②参照）を取得するために必要な設備資金	2億7千万円まで <b>&lt;特別利率①&gt;</b> 2億7千万円超 <基準利率>
<b>&lt;特定高性能エネルギー消費設備関連&gt;</b> 特定高性能エネルギー消費設備の導入等を行う方	(1) 特定の高性能工業炉、同ボイラー等を設置するために必要な設備資金 (2) 現在の工業炉、ボイラーを高性能工業炉、同ボイラーと同様の性能にするための特定の付加設備を設置するための設備資金（別表③参照）	2億7千万円まで <b>&lt;特省エネ利率B&gt;</b> 2億7千万円超 <基準利率> エネルギー対策特別会計から 利子補給があります。

\*融資利率は日本政策金融公庫 中小企業事業の場合を記載しております。日本政策金融公庫 国民生活事業等の融資利率については、窓口にお問い合わせください。

### 別表① 省エネルギー施設

- |                  |  |                  |                   |
|------------------|--|------------------|-------------------|
| ●ヒートポンプ方式熱源装置    | ●廃熱ボイラー                                      | ●省エネルギー型工業炉      | ●コージェネレーションシステム   |
| ●染色整理装置          | ●単板乾燥装置                                      | ●せん断機            | ●高性能ダイカストマシン      |
| ●プレス・タッピング複合加工装置 | ●自動温度調整装置                                    | ●省エネルギー型鋳型造型機    | ●高周波誘導加熱装置        |
| ●省エネルギー型乾燥装置     | ●省エネルギー型染色整理装置                               | ●省エネルギー型紙製容器製造装置 | ●省エネルギー型製本装置      |
| ●省エネルギー型成形機      | ●電動送り式金属工作機械                                 | ●省エネルギー型プレス      | ●無紬式自動織機          |
| ●省エネルギー型ダイカストマシン | ●プリンタースロット                                   | ●省エネルギー型印刷機      | ●自走式作業用機械設備       |
| ●油圧解体機           | ●大口径掘削機                                      | ●省エネルギー電気炉       | ●省エネルギー型めん類製造装置   |
| ●省エネルギー型焼成焼上装置   | ●高熱効率型連続蒸米機（米の蒸煮及び蒸煮後の米の取出しを並行して連続的に行うものに限る） | ●省エネルギー型鍛造素材切断機  | ●省エネルギー型鋳物砂混練装置   |
| ●高性能ねん糸機         | ●高速全自動殖版機                                    | ●省エネルギー型ボイラー     | ●省エネルギー型アーク溶接機    |
| ●省エネルギー型ショットブラスト | ●省エネルギー型古紙梱包装置                               | ●精密打抜プレス         | ●省エネルギー型フォークリフト   |
| ●省エネルギー型真空焼鈍炉    | ●熱成形機  | ●外断熱システム         | ●省エネルギー型ジョークラッシャー |
| ●高効率生地連続包あん機     | ●多段ホーマー                                      |                  |                   |
| ●省エネルギー型経編機      | ●建築物の省エネ性能の向上に資する設備、機器及び建築材料                 |                  |                   |
- その他の設備（その他上記に準ずる設備であって、省エネルギー効果が25%以上の省エネルギー施設のうち、その設置を特に促進する必要性が高いとして資源エネルギー庁長官の推薦により中小企業庁長官が認めたもの）

### 別表② 自走式作業機械設備

- 掘削機械、締固め機械、積込み機械、クレーン、モーターグレーダー、コンクリート機械、せん孔機
- トラクター
- 基礎工事用機械
- アスファルトフィニッシャー
- 建設廃棄物破砕機

### 別表③ 特定高性能エネルギー消費設備導入等促進対象設備

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| ●高性能工業炉  | 〔付加設備〕               |
| ●高性能ボイラー | ●熱設備エネルギー利用効率化自動制御装置 |
|          | ●燃焼空気等予熱用熱交換器        |

京都議定書第一約束期間を迎え、更なるエネルギーの使用の合理化が必要です。中小企業者の方で省エネルギー設備などの導入を計画されている方は、是非、本制度の活用を御検討ください。

## 石油代替エネルギー関連（融資機関：日本政策金融公庫（中小企業事業））

御利用いただける方	御利用いただける資金	融資利率
(1) 石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する方 (2) 一般ガス事業者で、石油代替エネルギーを供給する方	石油代替エネルギーを使用又は供給する施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備資金（別表④参照）	2億7千万円まで 下記①を取得する場合 <特代エネルギー> 下記②を取得する場合 <特別利率②>
一般ガス事業者	ガス事業の近代化又は保安の確保のために必要な設備資金（別表④参照）	下記③、④、⑥を取得する場合 <特別利率①> 2億7千万円超 <基準利率>

### 別表④ 特利対象設備

①原料に占める石油の割合が60%以下のガスの場合	●受入れ・貯蔵設備 ●搬送設備 ●燃焼設備 ●冷房設備 ●供給設備
②原料に占める石油の割合が60%を超え80%以下のガスの場合	●受入れ・貯蔵設備 ●搬送設備 ●燃焼設備 ●冷房設備 ●供給設備 ●発電設備（原料に占める石油の割合が80%以下のもの）
③その他の石油代替エネルギーの場合	●発電設備（太陽光、風力、廃棄物、燃料電池及びバイオマスエネルギーに限る） ●熱利用設備（太陽熱、廃棄物、温度差エネルギー、バイオマスエネルギー及び雪氷に限る） ●燃料製造設備（廃棄物及びバイオマスエネルギーに限る） ●コージェネレーションシステム（天然ガスに限る）
④ガスの供給圧力改善のために必要な本支管若しくはガスホルダー又は地方ガス事業輸送導管	
⑤ハイカロリー用製造設備、ハイカロリー用受入タンク、ハイカロリー用圧縮機及びハイカロリー用その他の付属設備	

## 融資の条件<sup>※1</sup>

<b>融資限度</b>	直接貸付 <sup>※2</sup> 7億2千万円 代理貸付 <sup>※2</sup> 1億2千万円
<b>融資利率</b>	各融資制度の融資利率を御参照ください。 <sup>※3</sup> なお、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。
<b>融資期間</b>	15年以内（うち据置期間2年以内）

- ※1 融資条件の詳細は、各金融機関の窓口にて御確認ください。
- ※2 直接貸付とは、融資機関窓口にて直接申し込む方法。代理貸付とは、日頃取引のある金融機関（代理店）にて申し込む方法。
- ※3 低利融資限度額及び融資利率は、日本政策金融公庫 中小企業事業の場合を記載しております。なお、日本政策金融公庫 国民生活事業は直接貸付のみであり、特別貸付限度額は7,200万円です。

## 融資対象事業者

日本政策金融公庫 中小企業事業の融資対象事業者は、株式会社日本政策金融公庫法 第2条第3項に基づき業種及び企業の規模（資本金・従業員数）により、以下のとおり定められております。規模については、資本金、従業員数のいずれかが該当すれば対象となります。日本政策金融公庫 国民生活事業等の融資対象事業者については、窓口にお問い合わせください。

対象業種	対象規模
製造業 <sup>※1</sup> 、建設業、運輸業など	資本金3億円以下 又は 従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下 又は 従業員100人以下
小売業	資本金5千万円以下 又は 従業員50人以下
サービス業 <sup>※2</sup> （一部、対象とならない業種があります）	資本金5千万円以下 又は 従業員100人以下

- ※1 製造業のうち、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く）は、資本金3億円以下又は従業員900人以下。
- ※2 サービス業のうち、旅館業は、資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業及び情報処理サービス業は、資本金3億円以下又は従業員300人以下。次の業種の方は、日本政策金融公庫 中小企業事業の融資等の対象になりません（詳しくは、窓口で御確認ください）。  
 農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業、医療・福祉（保健衛生を除く）、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なものなど。